

仕 様 書

1 名称及び数量

AED（自動体外式除細動器） 13台

2 規格（性能・仕様）及び数量内訳

下表の①もしくは②の適合品又は同等品とする。

適合品以外で参加する場合は、事前に担当課まで同等・規格確認書及び仕様書の規格を満たしていることが分かるカタログ等を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書提出期限までに同等・規格確認書（原本）を下水道河川局経営管理部経営企画課（契約担当）に提出すること。

【適合品】

	メーカー	製品名	型番	数量内訳
①	株式会社 フィリップス・ ジャパン	ハートスタート FRx+e [キャリングケース、バッテリー、SMARTパッドⅡ(2組)を含む。]	861304e	13
		小児用キーFRx+e用	989803139311	13
		AED救急セット (はさみ付き)	AEDQQ-FR	13
②	株式会社CU	CU-SP1 [キャリングケース、バッテリー、両用電極パッド(2組)を含む。]	SP1-SP	13
		レスキューセット (救急セット)	SS-JCU-01	13

【同等品条件】

品名目	項目	規格	数量内訳 (AED1台当たり)
AED (自動体外式除細動器)【本体】	承認等	医療機器として薬機法（旧薬事法）に基づく承認を受けていること。	1台
		JRC蘇生ガイドライン2020に対応（準拠）していること。	
		耳マークの承認を取得したもので、耳の不自由な方が操作可能なものであること。	
	防塵・防水性能	IP規格が55以上であること。	
	小児への対応	切替スイッチなど容易な操作により、成人モードと小児モードの切替が可能であること。	
	心電図解析	電極パッド装着後の心電図解析で、電気ショックが必要な時のみショック用充電を行うこと。また、電気ショックが必要であると判断した後も、心電図がショック不要の波形に変化した場合は、電気ショックの準備を自動でキャンセルできること。	
	点検	セルフテスト機能を有し、AEDが使える状態かどうかを一目で識別できるインジケータ表示があること。	
	セルフテスト	AEDが使用可能な状態かどうかを確認しうるテスト内容で、AED本体、バッテリー、電極パッドについて毎日実施され、不具合が生じた場合には、音やランプ等によって異常を知らせる機能があること。	
	音声ガイド	本体の使用過程に連動した日本語による音声ガイド機能を有すること。	
コーチング機能	CPR（心肺蘇生法）手順のコーチング機能があること。その内容として、胸骨圧迫・人工呼吸の手順・回数を音声又は画面でガイドする機能を有すること。		

品名目	項目	規格	数量内訳 (AED1台あたり)
付属品	バッテリー		1 個
	共用電極パッド	医療機器として薬機法（旧薬事法）に基づく承認を受けていること。	2 組 (予備用を含む)
		成人から小児(乳幼児を含む未就学児)まで共通して使用可能なものであり、本体に接続した状態で保管できること。	
	キャリングケース		1 個
	取扱説明書	日本語版であること。	1 部
上記のほか標準的な付属品を含む。		一式	
救急セット	はさみ、使い捨て手袋、カミソリ（又は脱毛テープ）、CPRマスク（又は人工呼吸シート）、タオルを含むこと。		一式

3 借受期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで（60か月）【納入期限：令和4年9月30日】

4 メンテナンス

借受期間中、常時、正常に使用できる状態を保つこと。（以下は全て賃料に含む。）

(1) 消耗品の使用期限等に伴う交換

受注者は、バッテリー、電極パッド等の消耗品について、使用期限、待機寿命等を把握し、適切な時期に交換すること。なお、交換にあたっては、担当課と日程調整を行ったうえで設置場所を訪問すること。

(2) 故障・破損対応

通常の保守管理下で故障・破損した場合は、担当課と協議のうえ、代替品の配備、機器の修理及び交換を行う。なお、代替品の配備は2日以内に行うものとする。

(3) メーカーが推奨するアップデート

蘇生ガイドライン等の変更に伴い、ソフトウェアのアップデートが必要な場合は、事前に担当課と協議のうえ対応すること。

(4) メンテナンスに係る委託等

受注者がAED等医療機器の修理・保守等に係る許可を受けていない場合、受注者の負担で適正に履行できる事業者を実施させること。ただし、この場合、事前に担当課の承諾を得ること。

5 納入等について

(1) 納入及び検査場所

別表のとおり（13か所）

(2) 注意事項等

ア 受注者は、納入日時等について各設置場所の施設の担当者と事前に十分打合せを行うこと。

イ 納入場所ごとに分けて梱包し、保証書等を同梱すること。

ウ 使用できる状態（初期設定等含む。）で納品し、取扱い説明をすること。

エ 納入時に発生した梱包材等は、受注者が納入後速やかに引取ること。

6 特記事項

- (1) リース物品はすべて新品であり、一体としてメーカー保証がされたものであること。
- (2) 全数量同一メーカー同一規格のもので統一すること。
- (3) 契約の履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元から出荷証明を求めることがある。その場合、出荷証明の提出が可能なことが契約（発注）の条件となる。
- (4) 借受開始時の納入及び借受期間満了に伴う返還にかかる運搬料等諸費用は、賃料に含むものとする。
- (5) 受注者は、札幌市と、借受期間満了後における借受物品の処分について、必ず協議するものとする。

7 担当課

札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局庁舎3階

札幌市下水道河川局事業推進部下水道計画課（事務係） Tel011-818-3441